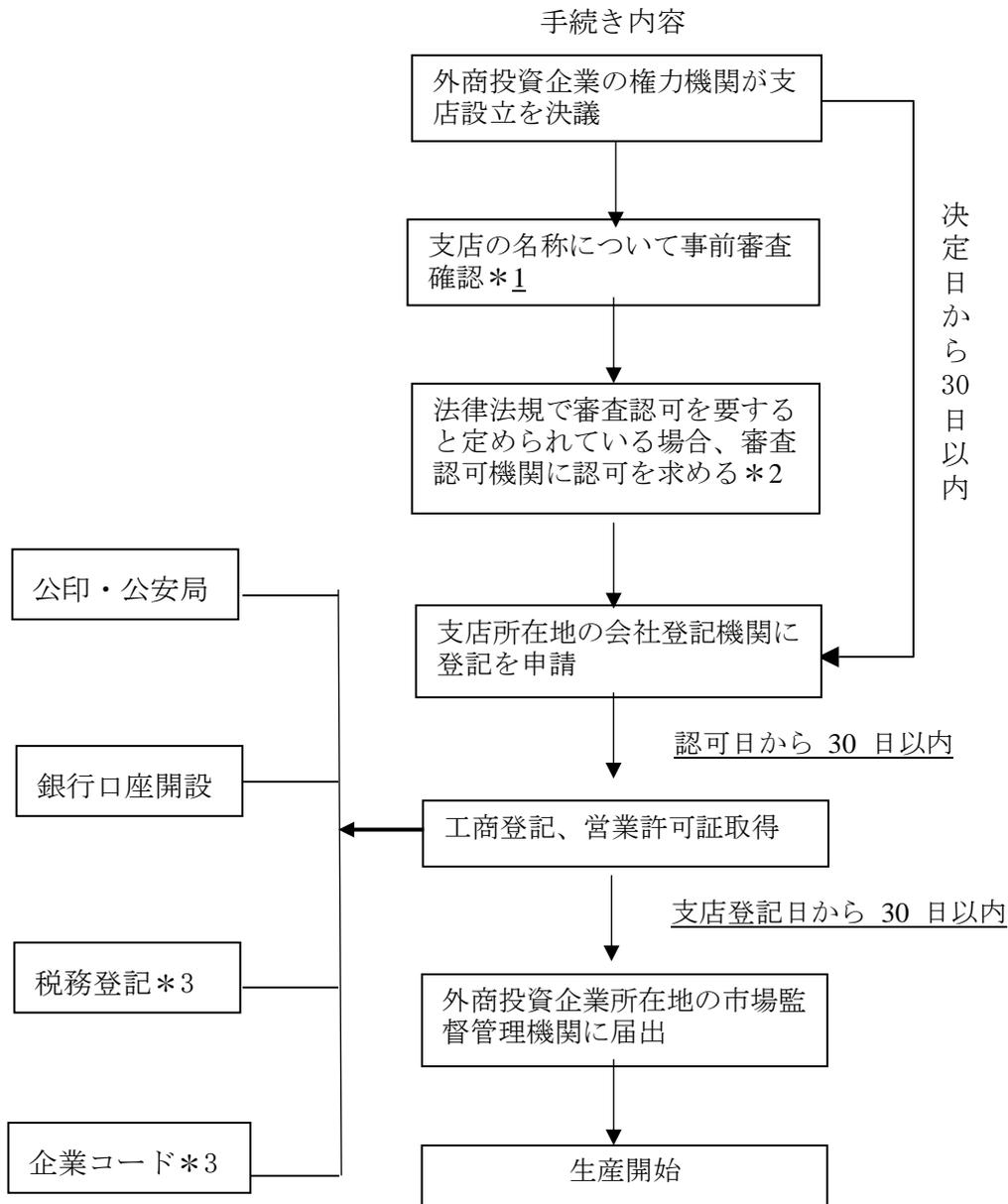


外商投資企業の商品設立手続き



*1

支店設立に審査認可が必要な場合、支店名称について事前審査確認が必要。

*2

支店設立に審査認可が不要の場合、会社にて支店設立決議を行った後、支店所在地の商品監督管理局に直接設立登記を申請。

*3

従来、商品監督管理局、税務局、質検局、社会保険部門、統計部門の5部門より異なる証書を交付（すなわち、商品監督管理局が営業許可証を、質検部門が組織機構コード証書を、税務局が税務登記証書を、社会保険部門が社会保険登記証を、統計部門が統計登記証を交付）していたが、2016年10月1日より全国において「五証合一」、すなわち「1つの証書に1つの番号を割り当てる」登記業務が実施されている。